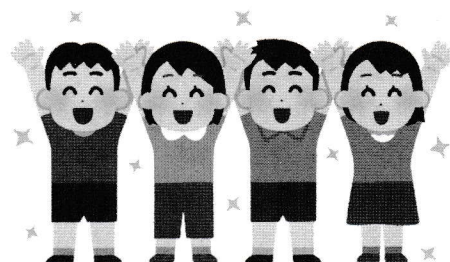


独立行政法人日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度に関する大切なお知らせ

船橋市立小・中学校及び特別支援学校では、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」といいます。）の災害共済給付制度に加入し、学校管理下で起きた児童生徒の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）について、災害共済給付（医療費、障害見舞金、死亡見舞金の給付）を受けられるようにしています。低額な掛金で手厚い給付が受けられるので、ぜひご加入ください。



1. 災害共済給付制度に加入するには同意書を提出していただく必要があります

災害共済給付制度加入に当たっては、同封の独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入に係る「同意書」の提出が必要となります（同意書は市ホームページからもダウンロードできます）。なお、同意書は船橋市立小・中・特別支援学校に在学する間有効のため、毎年提出する必要はありません。

〇HP：<https://www.city.funabashi.lg.jp/kurashi/bousai/002/04/p087597.html>



手続きについてはこちら↑

2. 共済掛金の額と、保護者の皆様に負担していただく負担金の額

共済掛金は市からセンターに支払い、その後、掛金の一部を保護者の皆様にご負担していただくことになります。共済掛金の額と、保護者負担金の額は下表のとおりです。

学校種別	共済掛金の額（年額）	保護者負担額（年額）
小・中学校（特別支援学校の小・中学部含む）	920 円	460 円 （5割負担）
特別支援学校の高等部	2,150 円	1,290 円 （6割負担）

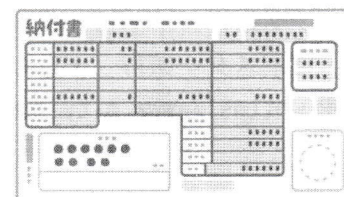
毎年度5月1日時点で生活保護を受けている世帯や、船橋市の就学援助の認定を受けている場合は、負担金が免除となります。負担金が免除の場合でも同意書の提出は必要です。

なお、負担金を支払った後で、5月1日にさかのぼって生活保護や就学援助の認定を受けた場合は、負担金をお返しいたします。口座振替払いの場合は振替口座に還付します。納付書払いの場合は、還付先の口座を保護者の皆様から市に届け出ていただき、その口座に還付します。

3. 負担金のお支払方法は、納付書払いと口座振替払いの2種類の方法があります

お支払方法は、市が発行する納付書を金融機関の窓口にお持ちいただいてお支払いいただく「納付書払い」と、口座振替によりお支払いいただく「口座振替払い」の2種類の方法があります。

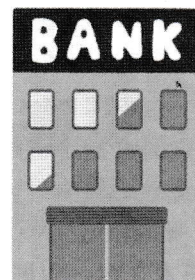
口座振替払いですと、金融機関の窓口を支払に行く手間が省けますので、口座振替払いが便利です。



4. 口座振替依頼書は、市内に本支店のある金融機関の窓口提出してください

口座振替払いに当たっては、同封の口座振替依頼書を、市内に本支店を有する下表の金融機関に提

出してください。下表の金融機関であれば、船橋市内・市外を問わず、いずれの支店の口座でも指定ができます。口座振替依頼書は、口座開設店に提出されると手続きがスムーズです。



残高不足等で引き落とされなかった場合、納付書を使用して金融機関の窓口で納付していただくこととなりますので、給与振込口座など普段の資金決済に使用している口座の指定が確実です。なお、還付金がある場合、ご指定いただいた口座が還付金の振込用口座にもなります。

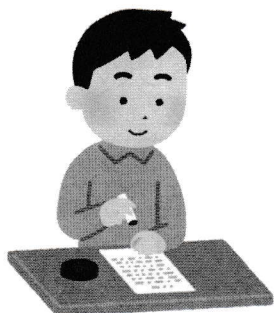
今回ご指定いただいた口座は、お子様が船橋市立の小・中・特別支援学校に在籍している間、センター負担金の支払用口座としてご利用いただくことができます。お子様が船橋市立小学校から船橋市立中学校に進学した場合、改めて手続きを行う必要はありません。

口座振替に係る手数料は、市が負担します。

都市銀行	地方銀行	信託銀行	信金・信組	その他金融機関
三菱UFJ銀行 みずほ銀行 三井住友銀行 りそな銀行	千葉銀行 千葉興業銀行 京葉銀行 きらぼし銀行 東京スター銀行 常陽銀行	三菱UFJ信託銀行 みずほ信託銀行 三井住友信託銀行	千葉信用金庫 東京ベイ信用金庫 東京東信用金庫 横浜幸銀信用組合	ゆうちょ銀行 中央労働金庫 市川市農業協同組合 ちば東葛農業協同組合

※上記金融機関は変更となる場合があります。

5. 口座振替依頼書は、4月末までに必ずご提出ください



口座振替依頼書が提出されてから、口座登録の手続きが完了するまで、時期によっては2～4か月（金融機関での手続きに1～2か月、市のデータ化作業に1～2か月）かかります。

保護者の皆様には、お忙しいところ誠に恐縮ですが、年度当初の申し込みの場合は**4月末までに提出していただきますようお願いいたします。**

※口座振替依頼書を提出済みでも、提出時期によっては口座振替日までに口座の登録が間に合わない場合があります。その場合は、納付書を使用して金融機関の窓口で納付していただくこととなりますのでご了承ください。

6. Web 口座振替受付サービスもご利用いただけます

口座振替払いに当たっては、船橋市ホームページから「Web 口座振替受付サービス」もご利用いただけます。スマートフォン等から口座振替・自動払込の申込みができるので、金融機関に出向く必要がなく、便利です。ぜひご利用ください。

申込みできる金融機関は次のとおりです（令和2年12月時点）。

- ・千葉銀行 ・京葉銀行 ・千葉興業銀行 ・常陽銀行
- ・東京スター銀行 ・きらぼし銀行 ・ゆうちょ銀行

○HP：<https://www.city.funabashi.lg.jp/kurashi/zei/001/02/p082557.html>



サービスについてはこちら↑

7. センター負担金の納期限・口座振替日は毎年9月末日です

センター負担金の納期限・口座振替日は、毎年9月末日です。9月末日が土・日・祝日等の場合は、翌営業日が納期限・口座振替日となります。

具体的な日付等については、毎年9月上旬に「納入通知書」を配付してお知らせする予定です。

8. センター負担金に関するQ&A

Q. 1	教材費などと一緒に学校で支払えないのはなぜですか？				
A. 1	日本スポーツ振興センター災害共済給付の掛金は、いったん市が全額を立替払して、その後、保護者の皆様から掛金の一部を納めていただくという仕組みになっています。市が立替払をしていることから、学校ではなく、市に納付していただくこととなります。保護者の皆様にはお手数をおかけいたしますが、ご協力をお願いいたします。				
Q. 2	給食費の支払で口座振替をしているので、口座振替依頼書を提出しなくても良いですか？				
A. 2	給食費の口座振替は、あくまで「給食費の支払のため」という目的で、金融機関に口座振替の依頼をしています。センター負担金は給食費とは異なる支払のため、改めて口座振替依頼書を金融機関に提出していただく必要があります。保護者の皆様にはお手数をおかけいたしますが、ご協力をお願いいたします。なお、口座振替依頼は、Web 口座振替受付サービスが便利でおすすめです。				
Q. 3	口座振替依頼書を提出するに当たり、給食費の口座と異なる口座でも構いませんか？				
A. 3	センター負担金支払用として、給食費の口座と異なる口座を指定しても構いません。ただし、残高不足等で引き落とし不能となった場合、再度の引き落としができないため、納付書を使用して金融機関の窓口で納付していただくこととなりますので、給与振込口座など、常にある程度の残高がある口座をご指定いただくことをおすすめします。				
Q. 4	納付書はコンビニで使えますか？				
A. 4	申し訳ございませんが、コンビニでは使えません。コンビニでの納付は、「金融機関以外の私人への収納委託」という制度に該当し、この委託を行うことができる公金の種類は法律で定められています。センター負担金は、私人への収納委託ができる種類の公金に該当しないため、コンビニでの納付ができません。				
Q. 5	子ども医療費助成受給券や母子家庭、父子家庭等医療費受給者証を使用しても良いですか？				
A. 5	学校管理下における事故の場合、センターの給付が受けられるので、受給券等は使用しないでください。 なお、1つの災害に係る初診から治癒までの医療費総額が 5,000 円に満たない場合、センターの給付対象とはなりません。この場合、子ども医療費や母子家庭、父子家庭等医療費の助成対象となります（各医療費の助成制度や受給券等については、児童家庭課までお問い合わせください。TEL:047-436-2316）。				
Q. 6	子ども医療費助成制度で医療費の自己負担が 1 回 300 円になりますが、日本スポーツ振興センター災害共済給付に加入するメリットは何ですか？				
A. 6	医療費の給付額は、保険診療の医療費総額の 3 割の額に、保険診療の医療費総額の 1 割を加算した額となります。自己負担 3 割分が全て給付されることに加えて 1 割多い額が給付されるため、その 1 割分を通院のための交通費に当てられるなどのメリットがあります。 また、同一の負傷・疾病に関する医療費の支給期間診療開始日から最長 10 年と、長期間であることもメリットと言えます。 ＜例：総医療費 10 万円の場合＞ 1 割分多く給付 <table><tr><td>保護者が支払う額 →</td><td>3 万円(3 割負担)</td></tr><tr><td>センターからもらえる額 →</td><td>4 万円(3 割+1 給付)</td></tr></table>	保護者が支払う額 →	3 万円(3 割負担)	センターからもらえる額 →	4 万円(3 割+1 給付)
保護者が支払う額 →	3 万円(3 割負担)				
センターからもらえる額 →	4 万円(3 割+1 給付)				
Q. 7	PTA 連合会から「小学生・中学生総合補償制度」の保険の案内がありましたが、どちらに入れば良いですか？				

A. 7	センターの災害共済給付は、「学校管理下における児童生徒のケガに対する医療費の給付」です。そのため、学校外でのお子様のケガや、お子様が他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたときの損害賠償については補償されません。 PTA 連合会から案内のある保険やその他民間の保険は、学校外のケガや損害賠償も補償されるので（詳しくは各保険会社にお問い合わせください）、保険や給付の対象が異なります。損害賠償等についても補償を希望される場合は、PTA 連合会から案内のある保険やその他民間の各保険をご検討ください。 なお、センターの災害共済給付は、任意で加入されている保険から給付を受けた場合でも給付を受けることができること、年額 460 円（特別支援学校高等部は 1,290 円）と低額であること、また上記「A.6」で記載したとおりメリットがあることから、本市としては加入をおすすめしています。
Q. 8	滞納した場合はどうなりますか？
A. 8	納期限までに納付が確認できない場合、督促状や催告書等を送付いたします。 また、納付のお願いをしても負担金を納付いただけない場合、「災害共済給付制度に加入する意思なし」として同意の取下げがなされたものとみなし、翌年度以降の災害共済給付制度加入の対象外とする場合もあります。この場合、制度に加入できないため、災害共済給付が受けられませんので、滞納のないようご注意ください。
Q. 9	同意書を提出しない場合どうなりますか？
A. 9	同意書の提出がない場合、災害共済給付制度に加入することができないため、医療費等の給付を受けることができません。 なお、年度途中に同意書を提出した場合は、同意書を提出した日にさかのぼって災害共済給付制度に加入したことになり、その日から給付を受けることができます。ただし、同意書を提出する前に起きた災害については、給付を受けることはできません。また、年度途中の加入でもセンター負担金は、全額ご負担いただくこととなります。
Q. 10	学校に直接お金を持って行ってもいいですか？
A. 10	申し訳ございませんが、学校では現金のお預かりはできません。納付書を金融機関の窓口にお持ちいただいておりますようお願いいたします。
Q. 11	口座振替依頼書を提出しない（Web 口座振替受付サービスを利用しない）とどうなりますか？
A. 11	納付書払いとなります。納付書を金融機関の窓口にお持ちいただいておりますようお願いいたします。そのため、口座振替が便利でおすすめです。
Q. 12	納付書払いから口座振替払いに切り替えることはできますか？
A. 12	可能です。口座振替依頼書を銀行に提出（又は Web 口座振替受付サービスを利用）していただければ、納付書払いから口座振替払いに変更可能です。ただし、時期によっては口座振替日までに口座登録の手続きが間に合わず、納付書で納付していただく場合もございますのでご了承ください。その場合、翌年度の支払から口座振替払いとなります。
Q. 13	継続して加入を希望しない場合、どのような手続きが必要ですか？
A. 13	継続して加入を希望しない場合は、同意の取下げをしていただくこととなります。下記お問い合わせ先までご相談ください。

制度についてはこちら↓

<お問い合わせ先>
船橋市教育委員会 学校教育部
保健体育課 児童・生徒防犯安全対策室
TEL:047-436-2876

